

## 環境保護産業の育成に関する通知

[http://www.setc.gov.cn/home/index\\_01.htm](http://www.setc.gov.cn/home/index_01.htm)

1999年5月21日

各省、自治区、直轄市、単独計画市及び新疆生産建設兵団經濟貿易委員会（經濟委員会、計画經濟委員会）：

環境保護産業は、環境の保護を、技術面と物質面でバックアップするものであり、将来の經濟發展において最も潜在力の有る成長産業の一つである。

環境保護産業の育成は、汚染の防止に先進的な技術、設備、及び製品を提供し得るのみならず、国内市場を活性化し、需要の喚起を図り、經濟の迅速な發展を促すことが出来る。この様なことから、環境保護産業の育成に力を入れることは、持続可能な發展戦略を実施する上で重要な措置である。

今回の機構改革によって、国家經濟貿易委員会は國務院より、環境保護産業政策と發展計画の策定、及び環境保護産業の發展を図る為の組織と調整の職責を賦与された。

当委員会は事前の詳細調査と検討の結果を踏まえ、我が国の環境保護産業の現状、及び抱えている問題点について分析し、環境保護産業の育成に関する基本的な考え、及び当面の業務の重点を下記の通り示すものである。

### 一、我が国の環境保護産業の現状と問題点

環境保護産業は、汚染の防止、環境の改善を目的とする各種生産經營活動であり、三つの部分から成り立っている。一は環境設備（製品）の生産と經營であり、具体的には水質汚染処理設備、大氣汚染処理設備、固形廃棄物処理設備、騒音制御設備、放射性及び電磁波汚染防護設備、環境監視、測定分析機器、環境保護用薬剤などの生産經營である。二は資源の総合利用であり、廃棄物資源を利用した各種製品、廃滓の総合利用、廃液（水）の総合利用、排気の総合利用、廃棄物の回収利用などが含まれる。三は環境サービス、つまり環境保護への技術、管理、エンジニアリング及び施工など各種サービスの提供である。

我が国の環境保護産業は、環境保護事業の發展に伴って、段階的に成長してきたものであり、既に20数年の歴史を有している。90年代に入り、環境問題の深刻化と、環境保護に関する法律、法規の整備、基準の向上に伴って、環境保護産業は比較的速いスピードで發展してきた。

関係機関の調査によると、1997年、全国で環境保護産業に従事している企業数は9,000社以上にのぼり、就業人員170万人、固定資産総額720億元、年間生産高522億元に達している。その内、環境保護設備（製品）の生産高は235億元、全体の45%、資源の総合利用（廃品回収総額約350億元は含まれていない）204億元、同39%、環境サービス62.8億元、同12%である。

環境保護産業は新興産業として、既に初期段階の規模を形成し、汚染の防止と処理、及び環境の改善を技術面と物質面でサポートしている。

次に、環境保護産業が抱えている主な問題を述べると、

1. 管理体制が不十分、かつ有効なマクロコントロールと指導に欠けていること。

現在、国家レベルの環境保護産業育成に関する計画が策定されておらず、政策体系も不完全であり、環境保護産業に対する指導と誘導が充分に行われていない。

2. 産業構造が不合理であり、技術、設備も立ち後れていること。

環境保護設備のプラント化、シリーズ化、標準化、国産化の水準が低く、低レベルでの重複建設が目立っている。また、一部早急に必要とする汚染処理設備についても、未だ製造技術をもっておらず、特に石炭火力発電所の排煙脱硫装置、都市ゴミ処理、都市生活污水处理、高濃度の有機排水処理などの重点分野において、国外設備が大きなシェアを占めている。

3. 環境保護産業の市場が混乱していること。

管理機関が多く、地域封鎖、業界独占が目立ち、公平な競争市場が整備されていない。特に各段階で環境製品の認定を実施し、行政権を利用して市場に介入する結果、市場が割拠され、立ち後れた企業が保護されている。このため、環境保護産業の技術進歩が阻害されるのみならず、経営者の積極性をくじき、環境保護産業の健全な発展の障碍となっている。

4. 企業の規模が小さく、分散していること。

大型の環境設備企業は全国の環境設備企業の僅か2.8%にすぎず（その内約65%は兼業）、90%近くが小規模企業である。従って、規模のメリットが得られない。

5. 環境保護産業と環境エンジニアリングに関する製品基準、技術基準、及び有効な品質管理手段が不備であること。

6. 環境保護産業の市場メカニズムとサービス体制が構築されていないことなど。

## 二. 環境保護産業の育成に関する基本的な考えと当面の業務の重点：

環境保護産業の育成に関する基本的な考えは、持続可能な発展戦略と科学教育をもって国家を振興する方針を貫徹し、企業が主体となって、市場を見据えた製品開発、科学技術をもって収益を追求する事である。そして、この原則の下に、政策による誘導を強化し、技術の進歩と市場の規範化を図り、管理監督を力強く進めていく。

そして、社会主義市場経済体制に適応した、環境保護産業に対するマクロコントロールシステムと、開放された、秩序ある競争市場、及び運営メカニズムを構築することによって、現代企業制度に適応した環境保護企業の発展メカニズムを作り、環境保護産業の健全な発展を促してゆく。そして、益々厳しくなる環境基準に対応し得る為に、技術面と物質面でバックアップし、新たな成長産業に育成してゆく。

環境保護産業を育成するための当面の重点業務：

1. 全国的な環境保護産業政策と発展計画を策定し、環境保護産業の発展方向を明確にする。

今年の重点業務は、全国的な環境保護産業の発展計画を策定し、配置の合理化、優良製品の選択、構造の調整を行うことである。そして、計画的、重点的、段階的に業務を展開することによって、ブームに乗った重複建設を防ぐと共に、国家が奨励する環境保護設備（製品）のリストを作成し、それに関連する奨励政策を研究、制定する。

2. 環境保護産業の技術進歩を大いに推進する。

環境保護産業の重点分野における重要技術の開発に力を入れ、環境保護設備のプラント化、シリーズ化の水準を高め、モデルプロジェクトを実施する。また、国外先進技術の導入と消化を図り、重要技術と設

備の国産化を加速しつつ、企業の技術開発力を向上させ、環境保護製品の更新を促進する。更に、先進的な、成熟した技術の普及と応用によって、環境保護産業の発展を推進する。

今年の重点業務は、環境保護産業の重点分野における重要設備の国産化計画を策定する事である。例えば：石炭火力発電所の排煙脱硫、ゴミ処理、汚水処理などの重要分野で、国産化設備を用いたモデルプロジェクトを実施する。

### 3. 環境市場の育成、発展と完成、及び市場秩序の規範化を図る。

国家経済貿易委員会は、国务院の“真剣に品質管理を行うべき”との指示に基づき、国家品質監督部門と協力し、早急に環境保護製品の基準を設けて、環境保護製品の品質管理、監督の強化を図る。

今年の重点業務は、関係部門と共同で『環境保護産業市場の規範化に関する意見』をまとめ、企業が公平に競争出来る市場環境を整備することである。

### 4. 環境保護企業に対するマクロ管理と指導を強化する。

現段階において、環境保護産業を育成する事は、新たに多くの環境保護企業を設立する事ではなく、むしろ既存の機械製造企業の余剰能力を十分に活用することである。

今の環境保護企業は、規模が小さく、かつ分散しており、主導的役割を果たす大企業がないのが現状である。従って、今後は構造の改善と“三改一強化”（三つの改革と一つの強化）を原則に、優良企業を育て、地域や業界を跨ぐ企業連合を奨励し、適宜大企業や集団企業を育成してゆく。そして、各分野においてリーディングカンパニーを育てることによって、環境保護業界の規模による経済性と市場競争力を向上させ、ハイテク技術、製品の産業化を促してゆく。また、積極的に環境保護産業に対する管理強化の方法、及び環境保護企業のカテゴリ指導に関する意見を検討する。

### 5. 環境保護産業のモデル事業を展開する。

環境保護産業の健全な発展を促す為に、当委員会は、上海、山東、沈陽、無錫を全国環境保護産業モデル省市に指定する。

### 6. 詳細に調査研究を行い、環境保護産業の発展を阻害する問題について分析し、有効な対策、施策を講じて、社会主義市場経済体制に適応した環境保護産業の発展メカニズムを探求する。

今年の重点は、関係部門と協力して、環境保護産業の発展を促す政策、メカニズムの研究を行い、全国の環境保護産業の育成を推進するための『環境保護産業の発展を加速する為の意見』をまとめ、環境保護産業の健全な発展を促すことである。

### 7. 全国環境保護産業工作会議の開催を積極的に準備し、調査、研究の結果を踏まえて、環境保護産業の発展に関する近年来の経験と教訓を総括し、今後の環境保護産業の発展計画を策定する。

## 三. 環境保護産業の育成に必要な条件

### 1. 組織による指導の強化

各地域、及びモデル省市においては、現地政府の指導の下で、経済貿易委員会（経済委員会）が率先して、各関係部門間の調整を行い、環境保護産業調整機関、及び強力な事務機関を設立する。

各地域の経済貿易委員会は、機構改革の過程で相互関係を整理し、確実にマクロコントロール機関とし

での指導的、調整的な役割を果たし、環境保護産業の育成事業を強力に押し進めなければならない。

## 2. 地位と役割の明確化

各地域の経済貿易委員会が、所在地の環境保護産業育成を推進する過程で果たすべき役割は、①環境保護産業政策と発展計画の策定と実施、②環境保護産業の発展を促進する政策の研究と策定、及びそのメカニズムの構築、③環境技術の推進、モデル事業の実施、及び重点分野における重要設備の国産化、④環境市場の育成と市場秩序の形成、⑤品質技術監督部門との共同作業による、環境製品の品質管理強化、⑥環境保護企業に対するマクロコントロールと指導の実施、及び業界に対する管理の強化を行うことである。

3. 詳細に実地調査を行い、所在地の環境保護産業の現状と問題点を明確にし、其の結果を踏まえて、環境保護産業の発展計画を制定し、今後の発展方向と必要な対策を提示する。

各地域においては、国家経済貿易委員会が決定した当面の重点業務の内容に従って、所在地の具体的な業務を遂行し、更に、全国環境保護産業工作会議に参加するための各種準備を進める。

4. 省経済貿易委員会は、品質管理部門と共に、環境市場への管理監督の強化、所在地の環境保護産業市場の育成と規範化、市場封鎖、不当な競争の排除などの問題解決に取り組み、開放された、秩序正しい、公平な競争市場と運営機能を形成し、環境製品に対する品質管理を強化しなければならない。

5. 環境保護産業の発展を促す地方独自の政策と法規について研究し、策定する。各地域の経済貿易委員会は、関係部門と共に、環境保護産業の発展を支援、及び奨励する優遇政策を制定する必要がある。例えば：投融資政策、汚染物排出費支援政策などを講じて、環境保護産業への投資を拡大することである。

6. モデル省、市は、確実に実行可能な環境保護産業の育成に関する実施案を策定する必要がある。

具体的な内容は、環境保護産業の育成に関する基本的な考え、仕事の目標とその主な内容、重要な措置、及び優先的に実施する技術革新項目などである。

そして、同実施案を1999年8月末までに当委員会に提出し、更に、モデル事業の進展状況と、其の過程で発生した問題についても、適時、当委員会省エネと综合利用司に報告する。